## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日施行)

## https://l-hospitalier.github.io

2017. 5

「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」の3つを統合し1998年に制定、 翌年施行。 2007「結核予防法」を統合。 後に「人権尊重」や「最小限度の措置 の原則」を明記するなどの改正。 【**感染対策委**】 20 年前に感対委をやっている とき、いつも「やらないより、やっておいたほうが良い」と発言する Dr がいて、 感対はゲリラ戦だから「余計な作戦行動はなし、体力温存が重要」と言っても自分 がやるわけでないから、「安全のためガウンテクニックや隔離や、できることは何 でもするべきだ、いくらやってもやり過ぎは無い!」と主張されて本当に困ったこ とが。 そのころから MMWR\*1 に目を通すようになり CDC も「あれもやれこれも やれでは費用は増大、効果はあがらないぞ!」という厳しい批判を受け、Julia S. Garner という registered nurse の"Guidelines for Isolation Precautions ..." (1996) という論文でカテゴリー方式の recommendations に変更する。 これは「カテゴリ <mark>ーIAとIBはやったほうが良いかも! Ⅱは余裕があればね。」</mark>というものでだ いぶ助かった(最近は知らない)。 当時勤務する病院に AIDS 患者(後で判明) が良く来院し、看護職員がパニクって感染症患者の入院の制限を看護部長が医師団 に申し入れ (オイオイ!)、小生が関与することに (当時の「エイズ予防法」では 報告は①国籍②年齢③性別と記憶、今は5類で氏名も!)。 鵞口瘡(口内カンジ ダ症)を繰り返すタイの可愛い女性で、知らずに時々外来でジフルカンを処方して いた。 呼吸困難で入院させたらカリニ肺炎、経鼻 O2カニュラを装着したら、鼻 粘膜から出血が始まりアセッタ記憶が。 東南アジアの方で都行政も利用できず、 国際医療センターに良く依頼(川名 Dr. thanks!)。【感染症法】2条で人権、4条 で国民の責務として予防と患者の人権の保護、5条で医師等の責務で十分な説明と <mark>理解、予防措置</mark>が記載。 **12** 条で **1-4** 類については**①氏名②年齢③性別**を直ちに、 5類は7日以内に届け出。17-21条で都道府県知事は検査、入院、就業制限などの 措置を取る義務あり。 日本は一応法治国家で医療関係者だからといって、法によ らず感染者に何かを**強制すると違法犯罪行為**となる。 22条の2で「必要最小限」 の原則が、23条「措置」の文書化、24条「苦情は口頭も可」。 感染症法では予 防の責任(と権限)は知事にあり、当然東京では都立病院と保健所、およびその上 部組織である**病院経営本部** (のサービス推進部) **や福祉保健局感染症対策課**が中心。 このため、結核や AIDS などは**都立病院に依頼**をする場合が大部分。 注意するべ きは、本法は<mark>国民や医療関係者に責務のみを課し権限付与はなし</mark>。 但し、厚生省 は医療機関には感染対策会議と(固定の)手指消毒装置の設置をセットで感染対策 加算を認めました。 このためどの病院でも会議は開きますが、outbreak の監視な ど行っているところはまずない。 主治医以外の会議の構成員は(自分の身を守り 他人はどうでもいいので)、主治医の責任において患者の人権の制限を強く要求す る。 院内感染が起きた時の対応能力の欠如は有隣病院(世田谷区)の多剤耐性ア シネトバクター院内感染事件(2010)でも明らか\*<sup>2</sup>。

<sup>\*&</sup>lt;sup>1</sup> この世界でこれを知らない人はまずモグリと見てよい。CDC が発行する Morbidity and Mortality Weekly Report (有病率死亡率週刊レポート) <a href="https://www.cdc.gov/mmwr/index.html">https://www.cdc.gov/mmwr/index.html</a> \*<sup>2</sup>なぜか警視庁が捜査に入り、任意で病院 関係者から事情聴取 (2010/9/8) 日経新聞 <a href="http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG0801A">http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG0801A</a> Y0A900C1CC00000/